

文京区空家等対策計画の主な修正内容一覧

No	ページ	第1回空家等対策審議会での主な意見	対応
1	P1	特定空家等の対象に「将来著しく保安上危険又は著しく衛生上有害な状態になることが予見される」ことの判断基準が必要ではないか。	P2に「特定空家等」の定義を①～④で示しており、参考資料編(P59～P65)に『「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)』の別紙1～別紙4を掲載しました。
2	P6	計画期間「10年間」は、長いのではないか。	国の空家等対策の動向や法令の改正、社会・経済情勢の変化等により大きく影響を受けることや区内の空家状況も変化してくことが予想されるため、「おおむね策定後5年を目途に検証を行い、必要が生じた場合は見直しを行います。」と記載しました。
3	P13	空家等の町別分布状況の分析を行い、考察を行ってはどうか。	空家等の町別分布状況の分析を行い、P14に「建物用途」、「駅からの距離」、「前面道路の幅員」の3つの観点から考察を行いました。
4	P18 P19	区で実施している「適切な管理の促進施策」を視覚的に分かりやすく記載したほうがよい。	今後作成するチラシや、過去に実施した空家フォーラムのチラシを掲載し、視覚的に分かりやすくしました。 また、P19「(4)適切な維持管理を促進するための取組」に幅広い世代にセミナーへ参加してもらえようテーマ設定を行う旨の記載しました。
5	P25 P26	相続財産管理人の記載は、改正後の民法(令和5年4月1日施行)をベースにし、混乱のないようにしたほうがよい。	改正後の民法をベースに修正しました。
6	P28	空家で悩まされているのは近隣住民等の方であり、相談・問い合わせの対象に近隣住民等を加えるべきではないか。	空家等の所有者等に加え、利害関係人(近隣住民等)も追記しました。 また、住環境課や建築指導課で相談を受けた際、区各部署と連携・情報共有していることを明確にするため、フロー図を修正しました。
7	その他	各コラムの情報をインデックスとしてまとめておくと見やすい。	目次欄に、各コラムの目次を追記しました。
8	その他	目標値を定めないのか。	P16に「特定空家等の件数ゼロを維持」を目標して掲げ、予防策に注力し、管理されていない空家の発生を抑制することで、安全で快適な魅力あふれるまちづくりを進めてまいります。
9	その他	空家等に困っている区民が、本計画をハンドブックとして使えるとよい。	本計画は、総合的な施策を記載するものですが、これをもとにしたチラシを作成します。チラシ作成の際は、空家等に関して知りたい時に活用するという視点も含めて作成してまいります。
10	その他	空家等にしないため、予防に力を入れたほうがよい。	空家等における省CO ₂ 改修支援事業(P4)、空家等の町別分布状況(P13)及び空家の譲渡所得の3,000万円特別控除の周知(P20)の情報を掲載したチラシを今後作成いたします。 また、上記9のチラシと併せ地域活動センターや区役所窓口等で配布し、ホームページでも広く公開いたします。 より多くの方に空家等関連事業、補助金制度、3,000万円特別控除、区内の空家等の現状を知ってもらい、予防策等の啓発にも力を入れてまいります。